

教育における国と地方の関係について

平成 25 年 7 月
文部科学省

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正概要 (平成19年改正)

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記する。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することを規定する。
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

(2) 教育委員会の体制の充実

- 市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。
- 市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。
- 教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

(3) 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。
- 文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにする。
- 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

(4) 教育における国の責任の果たし方

- 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができる旨の規定を設ける。
- 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行う旨の規定を設ける。
- 上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知する。

(5) 私立学校に関する教育行政

- 知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができる旨の規定を設ける。

(施行期日) 平成20年4月1日

文部科学大臣の地方公共団体に対する関与について（現行制度）

	根拠法律	対 象	内 容	効 果
指導・助言・援助	地教行法第 48 条	首 長 教 委	相手方を一定方向に導いたり(指導)、必要な事項を進言したり(助言)、特定事業の促進を図るために助力(援助)したりすること。 (要 件) 教育に関する事務の適正な処理を図る必要があるとき	法的拘束力なし
是正の要求	地自法 245 条の 5 (一般ルール)	首 長 教 委	違反の是正・改善のため <u>必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能。 (要 件) ①事務の処理が <u>法令の規定に違反</u> 、又は ②著しく適正を欠き、かつ、明らかに <u>公益を害しているとき</u>	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。 (ただし、是正・改善の具体的な内容は自治体の裁量) 何ら措置を講じないとき
	地教行法第 49 条 (特則)	教 委	違反の是正・改善のための <u>具体的な内容を明示して必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能 (要 件) ①事務の処理が <u>法令の規定に違反</u> 、又は <u>事務の管理・執行を怠っている</u> ときであって、 ②教育を受ける権利を侵害されていることが <u>明らか</u> な場合	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。 (最終的な措置の内容は自治体の判断であるが、具体的な措置内容が明示されているため、教育委員会の措置に強い影響を与える。) 何ら措置を講じないとき
指 示	地教行法第 50 条	教 委	相手方に一定の <u>作為又は不作為の義務を課す</u> ことが可能 (要 件) ①事務の処理が <u>法令の規定に違反</u> 、又は <u>事務の管理・執行を怠っている</u> ときであって、 ②生徒等の <u>生命、身体の保護のため、緊急の必要</u> がある場合であり、 ③ <u>他の措置によっては是正を図ることが困難</u> である場合	<u>指示された内容に従い、是正又は改善の措置を講じなければならない</u> 。
調査・資料及び報告	地教行法第 53・54 条	首 長 教 委	・第 48 条等に規定する権限を行うため必要があるとき、必要な調査を行うことができる。 ・必要な調査・統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。	求められた資料又は報告を提出すべき法律上の義務を負う。 (地教行法逐条解説)

国等による違法確認訴訟（地方自治法第 251 条の 7） ※平成 25 年 3 月 1 日から施行

国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は、「**違法確認訴訟**」を提起することができる。

戦前の教育の実施は、国の監督事務、 戦後は地方の事務

戦前

文部大臣

指揮監督

地方長官（府県知事）

・ 国の教育事務を監督

校長・教員の
任命、監督

監督

市町村長

設置、
就学事務

市町村立学校

戦後

文部(科学)大臣

指導、助言、援助

都道府県教育委員会

指導、助言、援助

教職員の任命

市町村教育委員会

設置・管理
教職員の監督

市町村立学校

(関係条文)

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
- 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
- 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
- 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
- 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
- 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
- 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
- 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
- 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
- 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

3 文部科学大臣は、都道府県委員会对し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。

4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会对し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

（是正の要求の方式）

第四十九条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

（文部科学大臣の指示）

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

（文部科学大臣の通知）

第五十条の二 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体（第四十九条に規定する指示を行つたときにあつては、当該指示に係る市町村）の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

【参 考】大臣が自治事務に関して行う指示の例

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

根拠法令	指示権者 被指示者	発動要件	指示内容
競馬法 (20条2項)	農林水産大臣 ↓ 都道府県知事 市町村長	(要件なし)	競馬の開催回数、日取りその他競馬の開催に関し、調整上必要な指示
モーターボート競走法 (8条2項)	国土交通大臣 ↓ 施行者である 都道府県知事 市町村長	(要件なし)	各施行者間における競走開催の日取りその他競走施行の調整に関し、必要な指示
農業振興地域の整備に関する法律 (5条)	農林水産大臣 ↓ 都道府県知事	必要があると認めるとき	確保すべき農用地等の面積の目標等について、農業振興地域整備基本方針を変更するための必要な措置を指示
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (60条)	内閣総理大臣 ↓ 都道府県知事	地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるとき	公益法人に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行うこと、公益認定を取り消すことを指示
児童福祉法 (21条の4 3項)	厚生労働大臣 ↓ 都道府県知事	児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき	指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払いの一時差し止め
医療法 (29条の2)	厚生労働大臣 ↓ 都道府県知事	国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるとき	病院、診療所、助産所への変更命令・閉鎖命令・開設許可の取消等の処分を行うべきことを指示

根拠法令	指示権者 被指示者	発動要件	指示内容
景観法 (79条)	国土交通大臣 ↓ 市町村長	市町村長が法律の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるとき	期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示
建築基準法 (17条8項)	国土交通大臣 ↓ 都道府県知事 市町村長	法令違反又は法令に基づく処分を怠っている場合で国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるとき	必要な措置を取るべきことを指示
建築基準法 (17条1項)	国土交通大臣 ↓ 都道府県知事 市町村長	建築主事の処分が建築基準法若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県若しくは市町村の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるとき	都道府県又は市町村の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示
国土利用計画法 (13条)	国土交通大臣 ↓ 都道府県知事	土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国の立場から特に必要があると認めるとき	規制区域の指定、指定の解除、区域の減少
肥料取締法 (31条5項)	農林水産大臣 ↓ 都道府県知事	植物の被害の発生を防止するため必要があるとき	肥料の譲渡、引渡しの制限、肥料の登録取り消し
漁業法 (128条)	農林水産大臣 ↓ 都道府県知事	内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると認めるとき	増殖を怠っている免許取得者に対し水産動植物の増殖命令すべきこと等を指示
水産資源保護法 (17条第5項)	農林水産大臣 ↓ 都道府県知事	水産動植物の保護培養のため特に必要があると認めるとき	保護水面の管理計画を変更すべきことを指示
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (79条)	環境大臣 ↓ 都道府県知事	鳥獣の数が著しく減少しているとき、その他鳥獣の保護を図るため緊急の必要があると認めるとき	鳥獣の捕獲、販売、飼養の際の登録の事務等

根拠法令	指示権者 被指示者	発動要件	指示内容
瀬戸内海環境保全特別措置法 (21条の2)	環境大臣 ↓ 府県知事 政令で定める 市の長	公共用水域における水質の汚濁による人の健康に係る被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき	特定施設の設置、構造等の変更の許可等について必要な指示
土地区画整理法 (3条5項)	国土交通大臣 ↓ 都道府県知事 市町村長	国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるもの	土地区画整理事業の施行
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (6条)	農林水産大臣 ↓ 都道府県知事	都道府県の行う災害復旧事業又は災害復旧事業を行う者に対してする当該都道府県の補助を適正に実施させるため、必要な検査を行う、又は報告の求める場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるとき	事業の施行又は補助の実施に関し必要なことを指示
採石法 (42条の2の2)	経済産業大臣 ↓ 都道府県知事	岩石の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるとき	採石業者に対して行う採石に伴う災害防止のための必要な措置命令等に関し、岩石の採取に伴う災害防止のための必要な指示